

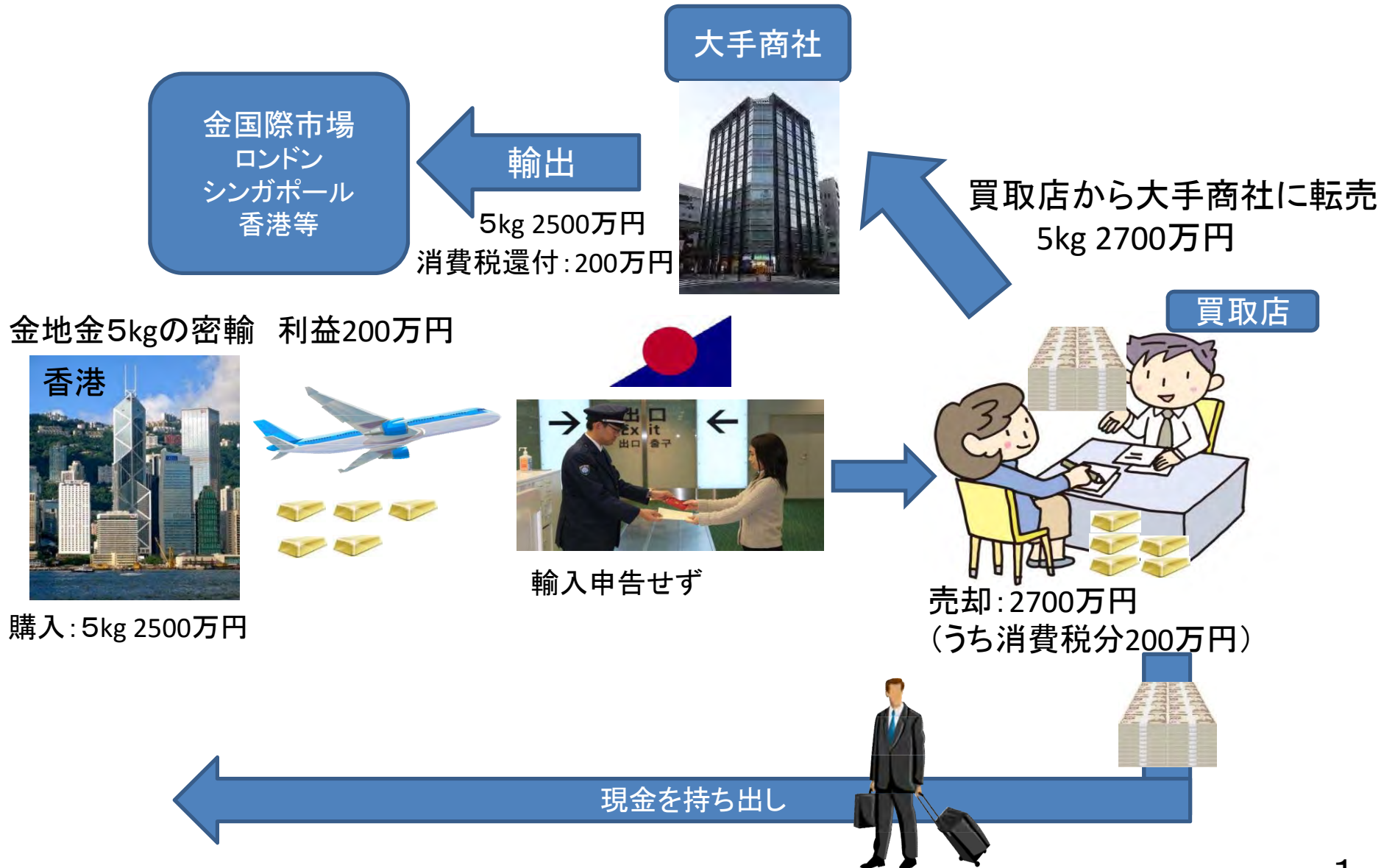
（平 30 . 10 . 24
実 1 - 4）

金地金密輸の現状とその対策について

平成30年10月24日

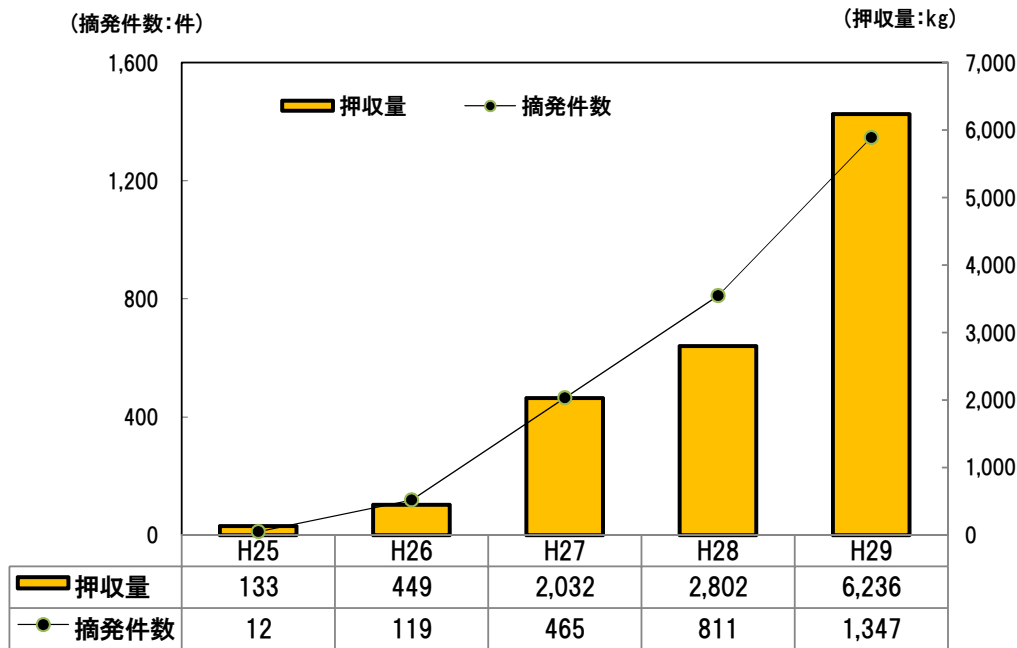
財務省関税局

金地金密輸のスキーム図



金地金密輸入の現状

摘発件数の推移

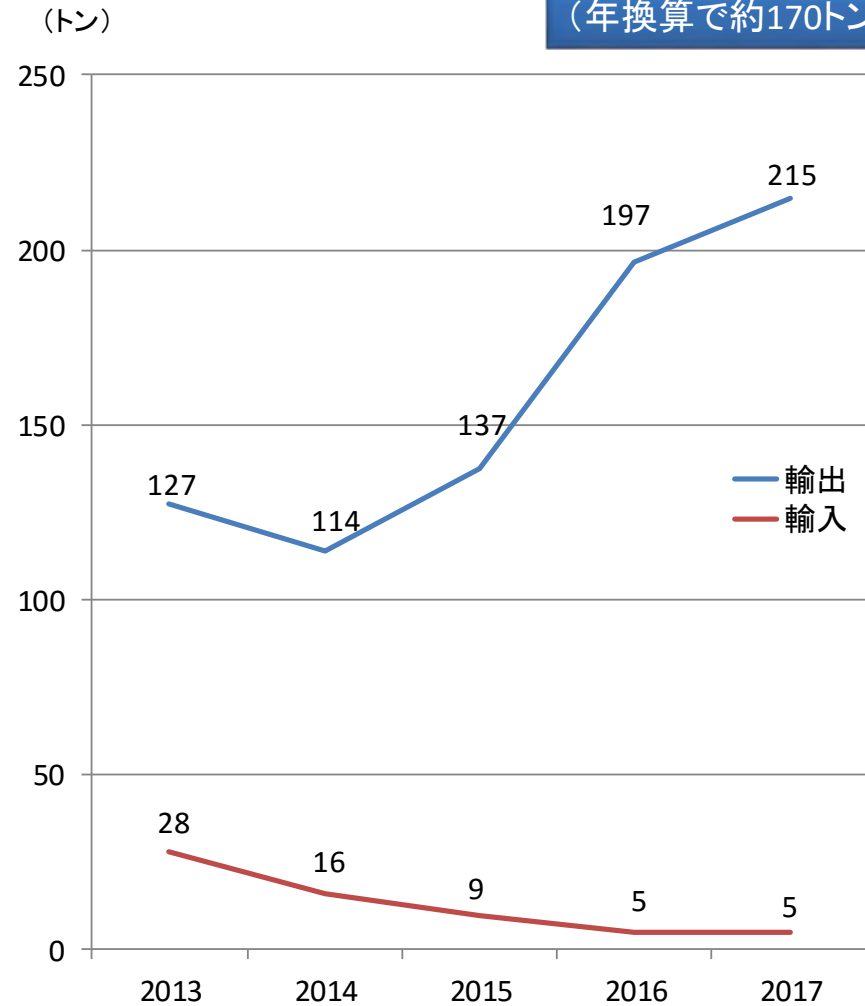


航空機旅客による金密輸(H29:1270件)の
国籍別内訳



金の輸出入の推移

2018年1-8月
輸出量 約113トン
(年換算で約170トン)



「ストップ金密輸」緊急対策(2017年11月7日策定)

基本的な考え方

- 迅速で円滑な通関を行うとともに、これまでにない広範で厳格な密輸取締り
- 関係省庁と連携した総合的な対策
- 緊急かつ抜本的な対策として早急に実施

ストップ金密輸

第一の柱 検査の強化

- 旅客、商業貨物、国際郵便物、航空機内の検査強化
- 門型金属探知機の新規配備やX線検査装置の拡充による効率的な検査
- 監視艇の活用による洋上取引対策

第二の柱 処罰の強化

- 厳正な通告処分の実施
- 告発の増加を目指し、警察、検察、海上保安庁など関係機関との連携強化
- 東京、大阪、門司税関に特別調査チームを編成
- 罰則の強化

第三の柱 情報収集・分析の充実

- 関係者や広く国民の皆様からの情報収集(密輸ダイヤルの活用)
- 国内外の関係機関との情報共有・連携強化
- 情報分析力の強化
- 国内流通経路におけるコンプライアンスの確保

広報の充実・体制の強化

(例) 金の密輸に対応するための関税・消費税の罰則強化

(平成30年4月10日施行)

【金の密輸に係る罪】

○ 金を密輸した者に係る罰則を、次のとおり強化する。

《関税法上の無許可輸出入罪の罰金上限額》

改正前

500万円



改正後

1,000万円 又は
貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合は
貨物の価格の5倍

《輸入に係る消費税のほ脱罪の罰金上限額》

改正前

1,000万円 又は
脱税額が1,000万円超の場合は脱税額



改正後

1,000万円 又は
脱税額の10倍が1,000万円超の場合は
脱税額の10倍

(参考)金を密輸した場合、関税法上の無許可輸出入罪、消費税のほ脱罪、地方消費税のほ脱罪の3罪が成立するが、刑法の規定(観念的競合)により、最も重い刑により処断されることとなる。

【密輸された金の譲受等に係る罪】

○ 密輸された金を、情を知って買取り、運搬等をした者に対する罰則を、次のとおり強化する。

《関税法上の密輸品譲受等の罪の罰金上限額》

改正前

300万円



改正後

500万円 又は
貨物の価格の3倍が500万円超の場合は
貨物の価格の3倍